

## 十日町市斎場のご利用について

日ごろより、当市の環境行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
十日町市斎場のご利用について、お知らせいたします。

### ●火葬及び収骨室での注意事項

- ・ご案内する指定の収骨時間を厳守してください。  
(時間に間に合わない場合は、代表の方数名でお越してください。お斎等が長引く場合は中座願います。指定の時間に遅れると、他の火葬業務に影響があります。)
- ・収骨室は狭く、焼骨台は熱をもっています。火傷等危険が伴いますので、収骨室へ入られる方は必要最小限としてください。(10人程度)  
特に小さなお子様のご入場はご遠慮ください。

### ●副葬品(遺品)について

※柩に遺品を入れる際は、葬儀会社、又は十日町市斎場へご相談ください。

- ・柩の中に遺品等を入れると、遺骨に汚れが付着したり傷めてしまうだけでなく、火葬炉の事故、火葬作業中の事故、排煙公害の原因にもなりますので、次の物は柩の中に入れてください。
- ・ペースメーカーを装着している場合は、爆発の危険があるので、必ず事前に葬儀会社の方へお知らせください。

~~次のものは特にご注意ください~~

#### 不燃物

- ・金属製品
- ・ガラス製品・石製品
- ・メガネ・入れ歯
- ・陶磁器
- ・貨幣
- ・靴・釣り竿・ゴルフクラブ など



#### 危険物

- ・スプレー缶
- ・ライター
- ・電池
- ・バッテリー
- ・アルコール(酒類)
- ・香水



#### その他

- ・多量の食べ物
- ・果物など水分の多いもの
- ・燃えにくいもの(本、ぬいぐるみ、衣類、布団類等)
- ・プラスチック製品(ペットボトル、ヘルメット等)
- ・ゴム製品
- ・ビニール製品
- ・発泡スチロール など



## ●待合室の利用料金

区 分		単位	利用料金	
			十日町市内	十日町市以外
待合室	1時間あたり料金	1室	3,000円	4,500円

- ・利用料金は、亡くなった方の現住所が十日町市内であるか、十日町市以外であるかにより異なります。
- ・利用料金は「死体埋火葬許可証」、「斎場利用料請求書兼領収書」、「斎場利用許可申請書（死体・死胎・汚物・四肢切断等）」とともに、「斎場利用許可申請書（待合室・その他）」を火葬当日、斎場職員に渡して利用時間確定後に事務室窓口でお支払いください。
- ・待合室の利用は、火葬1件につき、原則1室（最大15名）となります。  
（待合室は3部屋あります。大きさは1部屋12畳です。）
- ・待合室利用の端数時間は、30分未満は0時間、30分以上1時間未満は1時間とします。

※利用時間は、待合室に案内した時間から収骨にお呼びした時間となります。  
（通常の火葬の場合、おおよそ2時間程度）

## ●待合室での注意事項

- ・待合室を利用する場合は、事前に十日町市斎場に連絡をしてください。  
（※葬儀会社の方にお問い合わせすれば、葬儀会社で予約してくれます。）
- ・ご使用になられた湯呑は、洗って所定の場所に戻してください。
- ・待合室での飲酒を伴う食事をご遠慮ください。（茶菓子程度は可）
- ・ゴミはお持ち帰りください。

お問い合わせ：十日町市環境衛生課(☎025-752-3924)  
十日町市斎場(☎025-757-5213)